

# 相続人と相続税

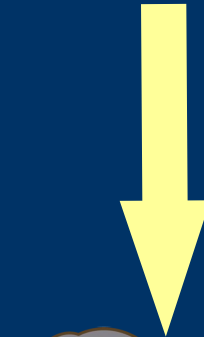
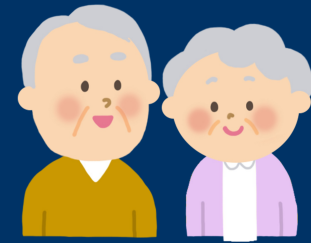
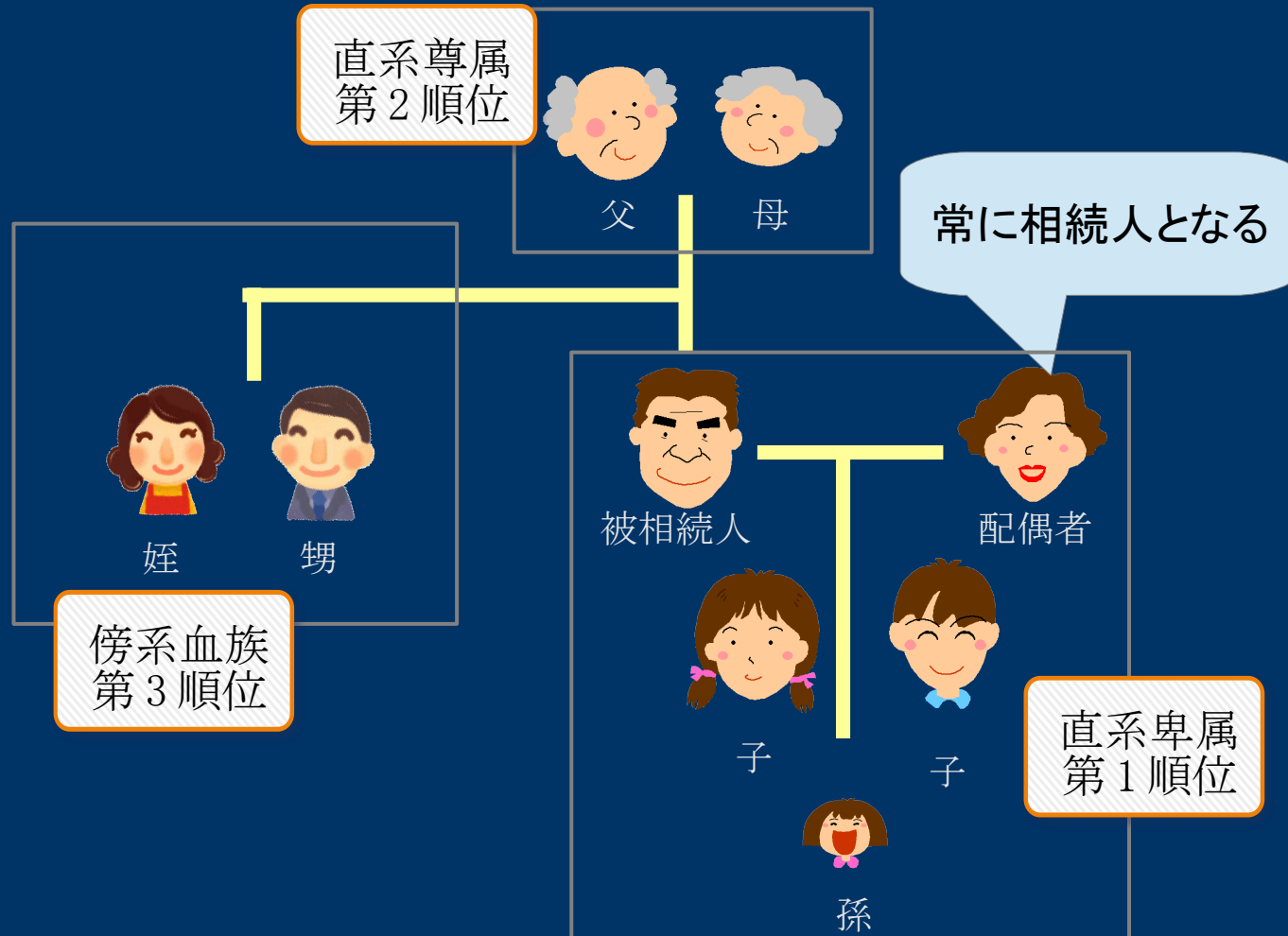
タキシマ ジャパン

相続対策を考えよう



# 相続人の確認

- 戸籍謄本で確認
- 家系図で相続人を知る。



# 法定相続分について

	配偶者だけ がいる	配偶者と子ど も1人がいる	配偶者と子ど も2人がいる	配偶者いない 子ども1人いる	配偶者いない 子ども2人いる
					
法定相続分	配偶者 1/1(全部)	配偶者 1/2  子ども 1/2	配偶者 1/2  子ども 1/4 ずつ	子ども 1/1(全部)	子ども 1/2 ずつ  子ども 1/2 ずつ
					

# 相続財産を調べる

- 相続財産の把握

①不動産



②預貯金



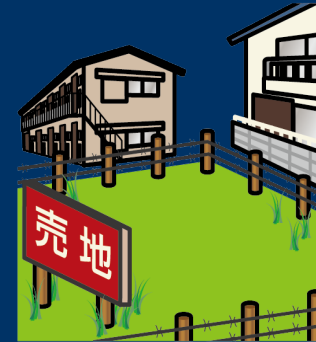
③有価証券

④家の財産

⑤みなし財産

⑥贈与財産

⑦債務



# 土地の評価方法



- 土地の相続税評価額

基本は「路線価×敷地面積」

倍率方式では「固定資産税評価額×倍率」

路線価と倍率は国税庁のホームページで公開

- 土地は用途によって評価額が違う

自用地評価＝路線価×敷地面積

貸宅地評価＝路線価×敷地面積×（1－借地権割合）

借地の評価＝路線価×敷地面積×借地権割合

貸家建付地評価＝路線価×敷地面積

×（1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合）

# 建物の評価方法

- 建物の相続税評価額



基本は固定資産税評価額

- アパートやマンションや貸家として、他人に貸している

貸家の評価額＝固定資産税評価額

✕ (1－借地権割合) ✕ 賃貸割合)



# おおよその不動産の評価額

- 建物の評価額は、建築費の50%で概算する。  
建築費3000万円の建物の概算評価額  
建物の概算評価額は約1,500万円
- 土地の評価額は、路線価の80%で概算する。  
土地2000万円の土地の概算評価額  
 $2,000 \text{万円} \times 0.8 = 1,600 \text{万円}$   
土地の概算評価額は約1,600万円



# 相続税の計算①

## ① 課税価格の計算

$$\begin{aligned} \text{課税価格} &= \text{相続財産} + \text{みなし相続財産} \\ &\quad - \text{非課税財産} - \text{債務} \cdot \text{葬式費用} \\ &\quad + \text{相続開始前2年以内の贈与財産} \\ &\quad + \text{相続時精算課税の相続財産} \end{aligned}$$

## ② 課税遺産総額の計算

$$\text{課税遺産総額} = \text{課税価格} - \text{基礎控除}$$

- 相続税の基礎控除

$$3000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times \text{法定相続人数}$$



## 相続税の計算②

### ③ 各相続人の習得金額の計算

相続人の習得金額 = 課税遺産総額 × 法定相続分

### ④ 相続税額の計算

相続人の相続税額 = 相続人の習得金額 × 税率  
－ 基礎控除額

法定相続人の習得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	0円
1000万円超 3000万円以下	15%	50万円
3000万円超 5000万円以下	20%	200万円
5000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1700万円
2億円超 3億円以下	45%	2700万円
3億円超 6億円以下	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円